

【調査の概要】

1 調査の目的

工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

3 調査の期日

平成 22 年 12 月 31 日現在で実施した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類 E - 製造業に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）を調査の対象としている。

5 調査の方法

工業調査員（本社一括調査及び国直轄事業所調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っている。

6 調査事項

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 事業所の名称及び所在地 | (11) リース契約による契約額及び支払額 |
| (2) 本社又は本店の名称及び所在地 | (12) 製造品在庫額等 |
| (3) 他事業所の有無 | (13) 製造品出荷額等 |
| (4) 経営組織 | (14) 内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税、
地方揮発油税（旧地方道路税を含む）の合計額） |
| (5) 資本金額又は出資金額 | (15) 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 |
| (6) 従業者数 | (16) 主要原材料名 |
| (7) 常用労働者毎月末現在数の合計 | (17) 作業工程 |
| (8) 現金給与総額 | (18) 工業用地及び工業用水 |
| (9) 原材料使用額等 | |
| (10) 有形固定資産 | |

注：印の調査事項は、「工業調査票甲」でのみ調査した。

7 主な用語の説明

(1) 事業所数

平成 22 年 12 月 31 日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれ、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成 22 年 12 月 31 日現在の常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者の合計である。

(3) 現金給与総額

平成 22 年 1 年間に、常用労働者のうち雇用者に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

平成 22 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等

平成 22 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず・廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

(6) 付加価値額

従業者 30 人以上は付加価値額、従業者 29 人以下は粗付加価値額で計算したものである。

- (7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額
事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。
- (8) 有形固定資産
平成22年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。
- (9) リース契約による契約額及び支払額
契約額とは、平成22年1月1日から12月31日までの1年間に契約（複数年契約のものを含む）した契約額の総額をいう。支払額とは、上記1年間に支払ったリース料の総額をいう。
- (10) 工業用地
平成22年12月31日現在の数値である。
事業所敷地面積は、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、堀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。
事業所建築面積は、事業所敷地内にある全ての建築物の面積の合計をいう。
事業所延べ建築面積は、事業所敷地内にある全ての建築物の各階の面積の合計をいう。
- (11) 工業用水
1日当たりの用水量を水源別、用途別に記入する。1日当たりとは、平成22年1月1日から12月31日までの1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものである。

8 集計項目

- (1) 従業者数 = 常用労働者数（正社員、正職員等、パート・アルバイト等、出向・派遣受入者）
+ 個人事業主及び無給家族従業者数
- (2) 現金給与総額 = 常用労働者に支払われた給与額 + その他の給与額
- (3) 原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費
+ 製造等に関連する外注費 + 転売した商品の仕入額
- (4) 製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 製造工程から出たくず・廃物の出荷額
+ その他収入額
- (5) 生産額（30人以上） = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + （製造品年未在庫額 - 製造品年初在庫額） +
（半製品及び仕掛品年未価額 - 半製品及び仕掛品年初価額）
- (6) 付加価値額（30人以上） = 製造品出荷額等 + （製造品年未在庫額 - 製造品年初在庫額） + （半製品及び仕掛品年未価額 - 半製品及び仕掛品年初価額） - （消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額） - 原材料使用額等 - 減価償却額
- (7) 粗付加価値額（29人以下） = 製造品出荷額等 - （消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額）
- 原材料使用額等
- (8) 有形固定資産の投資総額（30人以上） = 有形固定資産（土地を含む）の取得額 + 建設仮勘定の年間増減（増加額 - 減少額）

9 利用上の注意

- (1) この結果書は、県独自に集計したものであり、今後、経済産業省が公表する「平成22年工業統計表」とは相違する場合がある。
- (2) この調査結果の中で、平成21年以前の数値は経済産業省「工業統計表」による。
- (3) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する調査内容としたことにより、時系列において、平成18年以前の数値とは定義が乖離しているが、本書では、調査で得られた数値をそのまま使用している。
- (4) 産業の決定方法
産業別に集計するための産業格付の方法は、次のとおりである。
一般的な方法
製造品が単品の事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
製造品が複数の場合は、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付としている。
特殊な方法
上記の方法以外に、鉄鋼業の一部について、原材料、作業工程、機械設備等により特殊な産業格付を行っているものがある。
- (5) 産業中分類18 - プラスチック製品製造業の中で一部の製品の製造業については、他の分類に格付されるものがある。

(6) グラフでの産業名の略称は以下のとおりである。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09.食料品製造業	食料	21.窯業・土石製品製造業	窯業
10.飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22.鉄鋼業	鉄鋼
11.繊維工業	繊維	23.非鉄金属製造業	非鉄金属
12.木材・木製品製造業(家具を除く)	木材	24.金属製品製造業	金属
13.家具・装備品製造業	家具	25.はん用機械器具製造業	はん用
14.パルプ・紙・紙加工品製造業	紙パ	26.生産用機械器具製造業	生産
15.印刷・同関連業	印刷	27.業務用機械器具製造業	業務
16.化学工業	化学	28.電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17.石油製品・石炭製品製造業	石油	29.電気機械器具製造業	電気
18.プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラ	30.情報通信機械器具製造業	情報
19.ゴム製品製造業	ゴム	31.輸送用機械器具製造業	輸送
20.なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32.その他の製造業	その他

10 圏域別区分

圏域	市 郡	圏域	市 郡
岐阜圏域		東濃圏域	
岐阜地域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡	東濃西部地域	多治見市、瑞浪市、土岐市
西濃圏域		中津川・恵那地域	中津川市、恵那市
大垣地域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡	飛騨圏域	
揖斐地域	揖斐郡	益田地域	下呂市
中濃圏域		飛騨地域	高山市、飛騨市、大野郡
中濃地域	関市、美濃市		
郡上市地域	郡上市		
可茂地域	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡		